

答申第 218 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 6 日付けで諮問された教育庁教職員課職員が持参した文書不
存在の件(諮問第 177 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成 13 年 2 月 5 日に教職員課職員 1 名(主幹)が持参した文書は行政文書に該当しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、平成 13 年 2 月 5 日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、平成 13 年 2 月 5 日に教職員課職員 1 名(主幹)が持参した文書(以下「本件文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成 13 年 2 月 19 日付けで、本件文書は行政文書に該当しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成 13 年 2 月 26 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

教育委員会が本件文書は行政文書に該当しないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

実施機関が公開拒否した文書の中には、県の複写機、用紙、新聞、電気を用いて作成した文書があり、職務に必要であるために当該文書を作成したと当該職員は発言していることから、当該文書は、公開対象文書である。当該文書を行政文書でないとした実施機関の説明は、誤りがある。

4 実施機関(教育庁管理部教職員課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

本件文書は、教職員課職員が収集した新聞記事及び図書の写しである。当該文書は、当該職員が収集した資料であって、専ら自己の職務遂行のために

利用し、組織としての利用を予定していないものであり、条例の定める行政文書に該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件文書の行政文書該当性について

条例第3条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」をいうと規定しており、ここで「実施機関において管理しているもの」とは、行政文書管理規則等の定めるところにより管理され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものをいうと解される。

本件文書は、不服申立人が公開請求を行った際に対応した教職員課職員（主幹）が、参考図書や新聞記事を複写、収集したものであって、当該職員が個人的に管理しているものである旨述べたと実施機関は説明している。

当審査会が調査したところ、本件文書が、実施機関の職員により組織的に利用可能な状態に置かれているという事実は認められず、また、実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことから、本件文書は、条例第3条にいう行政文書に該当しないものと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 8 日	諮問書を受理
3 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 10 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 13 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)